

再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 1 項に規定する認定の申請（同法第 10 条各号の変更等を含む。）において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「施行規則」という。）第 5 条第 2 号及び第 5 条の 2 第 2 号の規定による再生可能エネルギー発電設備の設置場所については、次のとおりとする。

1. 設備の設置場所の範囲

設備の所在地は、以下の設備を設置する場所が該当する。

○電気設備

例) 発電機、変圧器、遮断器、電力貯蔵装置、PCS

○原動力設備

例) 太陽光の場合：太陽電池

風力の場合：風力機関

水力の場合：取水設備、沈砂施設、導水路、ヘッドタンク、水圧管路、水車、放水路

地熱の場合：蒸気井、セパレーター、タービン、還元井

バイオマスの場合：タービン、ボイラー、内燃機関、燃料設備、発酵槽、ガスホルダー

○附帯設備

注 1 送電線路は含まない。

注 2 原則登記簿謄本に記載される地番を記載し、住居表示がある場合は住居表示を記載すること。

2. 設備の設置場所に係る使用権原

再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について、施行規則第 5 条の 2 第 2 号の「所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められる」と判断するための書類は以下とする。

(1) 地上に設置する場合

①土地の登記簿謄本（全部事項証明書）（発行日から 3 か月以内の原本で法務局発行のもの）

②土地の登記簿謄本（全部事項証明書）に記載される権利者と設置しようとする者が異なる場合

・売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し、権利者の証明書

(参考様式は[こちら](#)) 等*

- ・印鑑証明書 (太陽光 10kW 未満の場合を除く、発行日から 3 か月以内の原本)

(2) 建造物の屋根・屋上に設置する場合

①建造物の登記簿謄本 (発行日から 3 か月以内の原本)

登記が完了していない場合、「建築確認済証」及び「売買契約書又は請負契約書」

②他人所有の建造物に設置する場合

- ・賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し、無償使用に関する所有者の同意書 (参考様式は[こちら](#))、権利者の証明書 (参考様式は[こちら](#)) 等*
- ・印鑑証明書 (太陽光 10kW 未満の場合を除く、発行日から 3 か月以内の原本)

※ 実印の押印が必要。ただし、申請者の押印については、以下全ての条件を満たす場合、本人確認書類 (運転免許証や保険証のコピー等) を添付することで、申請者本人が行った契約行為と見なし、認め印で良いこととする。

- (1) 賃貸契約の場合
- (2) 当該賃貸契約の借受人 (申請者) が契約書に実印の押印をしていない場合
- (3) 電子申請の場合で設置者メールアドレスが登録されていない場合

注 3 登記されない建造物の屋根・屋上に設置する場合は、(1) の書類が必要。

注 4 設置場所が共有地の場合 (共有者の 1 人が申請者の場合も含む)、(1) ②又は (2) ②の書類については、登記簿謄本に記載された共有者全員の書類、及び、登記簿謄本に現在の共有者が全て明記されていない場合は、共有者全員の名簿の提出が必要。また、その場合は共有者に権利が移っていることを証明する書類の提出を求めることとする。

注 5 設置場所が海域等で所有者や管理者が存在しない場合は、上記添付書類は不要。

(3) 書類が揃わない場合の対応

申請時に (1) ②又は (2) ②の書類が添付できない場合は、一旦認定するものの、認定日の翌日から起算して 180 日 (法又は条例で環境アセスメント手続が必要な風力・地熱発電の案件については 3 年) が経過した日を期限として、(1) ②又は (2) ②の書類を[別紙 1](#)の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること。当該期限までに提出がない場合は、聴聞の対象とする。

ただし、太陽光 50kW 以上については、申請時に (1) ②又は (2) ②の書類が添付できない場合であっても、権利者の証明書 (実印の押印及び印鑑証明書の提出は不要) の添付を必須とした上で、上記対応をとる。

また、太陽光 50kW 未満及び風力 20kW 未満については、申請時に (1) ②又は (2) ②の書類の添付を必須とする。

3. 分割の判断

(1) 基本的考え方

同種の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場所と隣接する場所（地権者が同一の一団の土地も含む）が同種の再生可能エネルギー発電設備の設置場所である場合であって、かつ、以下のいずれかが同一である場合は、原則として施行規則第5条第2号の「一の場所」に設置される分割案件として判断し、不認定とする。

①発電事業者

②登記簿上の地権者（その土地を所有・処分する権利を有する者をいい、申請日から1年以内において同じ者である場合も含む。ただし、平成29年度に申請されたものについては、平成29年4月1日以降において同じ者である場合とする。）

注6 審査の結果、分割案件の疑義が生じた場合、必要に応じて追加的に公図等の提出を求めることとする。

(2) 例外①：分割案件と判断する事例

①私道等を意図的に設置し、分断していると認められる場合

②他事業者と共同して交互に別需要場所（別発電所）を施設する場合

A	B	A	B
---	---	---	---

③同一の事業者が交互に異種の再生可能エネルギー発電設備を施設する場合

太	風	太	風
---	---	---	---

(3) 例外②：分割案件と判断しない事例

①公道、河川等を挟んでいる場合

②建造物の屋根に設置し、当該建造物が別棟の場合

③農地などのように他用途への使用に制限が課されていることが客観的に認められる土地を挟む場合

④分割してもなお全ての案件が特別高圧（2000kW以上）の場合

⑤異なる種類の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合

⑥平成25年度までに申請して認定を受けた設備と隣接した場所に設置する場合

⑦既に運転開始をしている同種の再生可能エネルギー発電設備の系統線からの引き込み線を用いて、電力会社が設置・管理する売電メーター（親メーター）とは別に、既存認定設備及び増設設備のそれぞれの発電量を測定できる交流配線側に発電メーター（子メーター）を設置する場合（1発電場所として扱う場合）。ただし、既存認定設備と増設設備の出力を合算すると調達区分が変わる場合を除く。

注7 分割案件に該当するか否かは、認定申請時に得られる各種書類等により判断することとするが、電力会社に対する接続契約申込みや系統接続にかかる技術検討の際に分割案件と疑われる場合は、可能な限り厳正に認定審査を行なうため、電力会社から当該案件について通報を受ける場合がある。

4. 適用時期

平成 29 年 7 月 14 日以降に到達した申請から適用する。ただし、「2. (3) 書類が揃わない場合の対応」については、平成 29 年 3 月 21 日以降に到達した申請から適用する。

経済産業大臣 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係る申立書

平成 年 月 日付け文書番号 による、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 3 項の規定に基づく認定に関して、下記のとおり申し立てます。

記

1. 設備 ID

2. 認定の内容

添付の認定通知書（写し）のとおり

- ※ 変更認定、変更届出等の手続きを行っている場合には、これらの写しも添付すること。
- ※ 本申立書による手続を行ったことがある場合には、前回までに提出した全ての申立書の写しも添付すること。

3. 申立ての内容

当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について、所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるものと認められるものと判断できる書類の提出

- ※ 証拠書類 1 部を添付すること。

----- (以下は経済産業省記載欄) -----

上記の件について、以下のとおり受理した。

受理印

(地方局名・年月日)